

(様式)

会議等速報

令和5年1月25日

件名	第1回手話言語等に係る条例制定検討委員会	作成課	福祉部 障害福祉課
日時	令和5年1月13日(金) 13時30分～15時30分		
場所	本館特別会議室		
出席者	委員12名(1名代理出席) (学識経験者、関係団体代表者、関係機関代表者、公募委員)		
市出席者	事務局：健康福祉局長、福祉部長、障害福祉課長		
会次第	1 開会 2 議事 (1) 手話言語等に係る条例制定の目的・スケジュール案について (2) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等への対応について (3) 手話言語等に係る条例の構成について 3 報告 (1) アンケート結果の報告について 4 閉会		
主な意見等	2 (1) 手話言語等に係る条例制定の目的・スケジュール案について (2) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等への対応について ・手話だけではなく他の手段をいれた条例にしてほしい。 ・条例制定後の見直し規定をぜひ盛り込んで欲しい。作って終わりではなく、ブラッシュアップしながら障害者に寄り添った条例にしてほしい。 ・去年の台風14号の際に公民館で受付をしていて、「防災・防災情報を迅速、確実に得られる設備や機器の設置」という点が不十分だと感じた。 ・点字を使える視覚障害者は、多く見ても15%ほどで残り85%は点字を使わない。手話言語等の中に点字だけ入れても駄目で、音声を入れるなどしてほしい。 ・その他の障害者コミュニケーションを含めて進めていくとしても、その前提として、障害をもった方への理解が大事だと思う。 ・コミュニケーションというのは、情報のやりとりだけではない日常的な会話、挨拶であり、お互いが繋がり合うことなのだと思うときに、この条例が果たす意味は非常に大きいと感じた。 ・手話と他のコミュニケーションは言語が違う。手話は命と言われるくらいろう者にとっては大事なもの。そのことも考えていただければありがたい。 (3) 手話言語等に係る条例の構成について ・明石市条例が細かく規定されているので良い。 ・多様な障害者のコミュニケーションの支援を入れると、理解がより深まると思う。 ・小さい頃に少しでも手話に触れていた方はスムーズにできるので、学校での手話の学びを取り入れることはとても大事だと思う。 ・相互理解についての条文は必要だと思う。 ・学校卒業後、学校で学んだ意思疎通手段が福祉事業所等で使えないケースがあり、学校で身につけたことが社会でそのまま繋がらないこともある。そういう意味においても、今回この条例の中でそういった部分がしっかりと体系的にできれば良いと思う。 ・当事者の方や市民の方々が、自分に関係があると分かるような構成にするべきだ。		

- ・ 最初で理想の条例をつくることは難しいと思うので、とりあえず作って、使ってみて、何年後かに少しずつ現状に合わせて内容を変えていく柔軟性も必要。
- ・ 名称についてもだが、この条例に関係する方が当事者と思えるかどうかというところが一番のポイントだと思う。明石市が具体的で良い。
- ・ 全ての方々がトータル的にコミュニケーションを取れるような仕組みづくりができるきっかけがあると良い。また、コミュニケーションに多様性があるということをどのくらいの方が知っているのか気になるので、まずは、普及させていくということが大切なのではと思う。
- ・ 明石市が一番、関係者とよく話をしながら制定したとイメージできるが、時間がないので、明石市のパターンは無理だと思う。なので、明石市を参考にしつつ、来年度末までにとりあえず作る。その後、明石市のように、施策を推進するための協議会で、不都合のところ、実態に合っていないところ、足りなかったところを修正しながら、条例を育てていけば良いのでは。